

議案第 59 号

市川市防災会議条例及び市川市災害対策本部条例の一部改正について

市川市防災会議条例及び市川市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市防災会議条例及び市川市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(市川市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 市川市防災会議条例(昭和 37 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 市川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第 3 条第 6 項中「及び第 9 号」を「から第 1 0 号まで」に改める。

(市川市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 市川市災害対策本部条例（昭和 3 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条第 7 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害対策基本法の改正に伴い、市川市防災会議の所掌事務等を拡大するほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。